○北広島市地域密着型サービス等運営委員会設置条例

平成21年9月25日
条例第23号

注　令和2年10月から改正経過を注記した。

（設置）

第1条　介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、北広島市地域密着型サービス等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

(1)　地域密着型サービス等の費用に関すること。

(2)　地域密着型サービス等の事業者の指定に関すること。

(3)　地域密着型サービス等の事業の基準に関すること。

(4)　その他地域密着型サービス等の運営に関すること。

（組織）

第3条　委員会は、委員10人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　法第9条に規定する介護保険の被保険者

(2)　法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者の代表者

(3)　権利擁護、相談事業等を行う団体の代表者

(4)　学識経験者

(5)　その他市長が必要と認める者

3　委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（令2条例27・一部改正）

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第5条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員長は、委員会の会議の議長となる。

3　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その

説明又は意見を聞くことができる。

（会議の特例）

第6条　委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2　前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

（令2条例27・追加）

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（令2条例27・旧第6条繰下）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に設置されている北広島市地域密着型サービス等運営委員会（以下「既設委員会」という。）の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市地域密着型サービス等運営委員会の委員とみなし、その任期は、既設委員会の委員となった日から起算する。

附　則（平成27年条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（令和2年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。